

# 大阪市自殺対策基本指針(第2次)(案)の概要

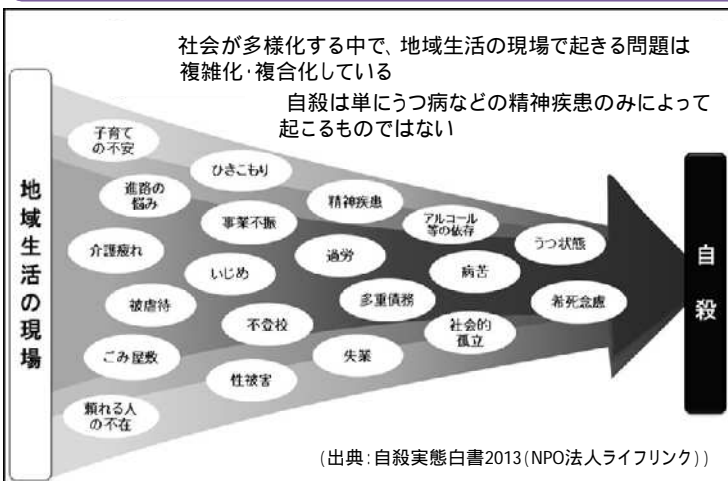
## 1. 計画策定の趣旨

- ・2016(平成28)年の自殺対策基本法改正及び2017(平成29)年の新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、本市が実施する各種施策の指針とするもの。
- ・人々が自殺に至る背景には複雑に絡み合った原因があることから、自殺対策の本質は「生きることの包括的な支援」(自殺対策基本法第2条)にあることを改めて確認し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」(同第1条)を目指す。

## 目標:「自殺死亡率の減少傾向を維持」

(二次目標:「計画期間中のゲートキーパー養成研修受講者8,000人」「こころの健康等に関する相談機関を全く知らない人の割合を減少させる」)

計画期間:2018(平成30)年~2027年(ただし概ね5年後を目途として中間評価・中間見直しを行う)



## 2. 本市の現状・課題

- ・本市の自殺死亡率(人口10万人当たり自殺者数)は、減少傾向を維持しており、現行の「大阪市自殺対策基本指針」における目標「平成17年の自殺死亡率の20%減」を達成しつつある。(本市自殺死亡率:平成17年26.5→平成28年21.5)
- ・本市の自殺死亡率は全国の都道府県・政令市の中では依然として高い状況にある。(平成28年自殺死亡率:全国16.8、政令市平均15.2)
- ・市政モニター調査結果からは次の状況が見られた。  
「これまでに自殺を考えたことがある」は約3割に上り、女性で多い傾向が見られた。  
約3割が悩みやストレスを相談できずにいる。  
約7割が「自殺対策は市民一人ひとりに関わる問題である」と考えているにもかかわらず、自殺対策に関連する事項への認知度は高いとは言えなかった。

## 3. 本市における基本方針

次の基本方針のもと具体的な取組みを推進する。

- ・社会的な要因も踏まえて、生きることへの包括的支援として推進する
- ・市民一人ひとりが自殺予防の主役となるように取り組む
- ・総合対策として、市民、関係団体、本市の関係部局に働きかけて全市的に行う
- ・市民、関係団体、行政の連携・協働を推進し、既存の支援やサービスの機能的・効果的な連携を図る

## 4. 具体的な取組みと推進体制

